

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市北区大北山原谷乾町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	河川浚渫他（原谷川他）工事			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	北部土木みどり事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事箇所				工区	5
堤防除草工	m2	1,000	川底清掃	m	550
掘削	m3	671	排水路除草	m2	1,300

施 工 理 由

本工事は、普通河川原谷川他において、河川及び排水路の浚渫及び除草を行い、流水機能を確保するものである。 。	
--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年9月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年9月	
基 準 適 用 年 月	2025年9月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
【河川浚渫】								
除草工	堤防除草工	除草処分 2, 3, 4工区			t	35, 000	処分費	
清掃工	河川内清掃	川底清掃 1工区			m	654. 5	施工費	
清掃工	河川内清掃	人力吊上げ積込 1, 3工区	土質：土砂		m3	4, 522	施工費	
清掃工	残土処理工	残土等処分 1, 3工区	土質：土砂		m3	5, 000	処分費	
清掃工	残土処理工	残土等処分 4工区	土質：根混り土		m3	14, 400	処分費	
【排水路浚渫】								
清掃工	排水路清掃 5工区	排水路除草・集積・積 込運搬	現場内運搬含む：平均 80m以下		m2	277. 9	施工費	
清掃工	排水路清掃 5工区	除草処分			t	35, 000	処分費	
清掃工	排水路清掃 5工区	クレーン吊上げ積込	土質：土砂		m3	4, 125	施工費	
清掃工	排水路清掃 5工区	残土等処分	土質：土砂		m3	5, 000	処分費	

設計内訳書（河川浚渫）

工事名	河川浚渫他（原谷川他）工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
堤防除草(複合) 2,3工区	人力, 梱包無, ダンプトラック	m2	1,000				
堤防除草(複合) 4工区	肩掛式, 梱包無, ダンプトラック, 飛散防止措置無	m2	800				
運搬(堤防除草) 2,3,4工区	ダンプトラック, 梱包無	千m2	2				
除草処分 2,3,4工区		t	1.2				
清掃工		式	1				
河川内清掃		式	1				
川底清掃 1工区		m	550				
掘削 1,3工区	土質:土砂, 施工方法:現場制約あり	m3	1				
人力運搬 1,3工区	換算距離:20m以下	m3	1				運搬～取卸し
人力吊上げ積込 1,3工区	土質:土砂	m3	1				

設計内訳書（河川浚渫）

工事名	河川浚渫他（原谷川他）工事					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河床等掘削 4工区		土質:根混り土	m3	650				積込含む
残土処理工			式	1				
土砂等運搬 1,3工区		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	1				現場制約あり, 人 力積込
軟弱土等運搬 4工区		土質:根混り土	m3	650				
残土等処分 1,3工区		土質:土砂	m3	1				
残土等処分 4工区		土質:根混り土	m3	650				
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B	人日	40				
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				

設計内訳書（河川浚渫）

工事名	河川浚渫他（原谷川他）工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（排水路浚渫）

工事名	河川浚渫他（原谷川他）工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
清掃工		式	1				
排水路清掃 5工区		式	1				
排水路除草・集積・積込運搬	現場内運搬含む：平均80m以下	m2	1,300				
除草処分		t	2				
掘削	土質：土砂, 施工方法：現場制約あり	m3	20				
人力運搬	換算距離：80m以下	m3	20				運搬～取卸し
クレーン吊上げ積込	土質：土砂	m3	4				
土砂等運搬	土質：土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	20				現場制約あり, 人力積込
残土等処分	土質：土砂	m3	20				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	12				

設計内訳書（排水路浚渫）

工事名	河川浚渫他（原谷川他）工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 河川浚渫他（原谷川他）工事
工事場所 京都市北区大北山原谷乾町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

4 工区・・・掘削土を直接ダンプトラックに積み込みできるものと想定しているが、現場条件等により直接積み込みできない場合は監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第2条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、関係機関との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第3条（工程）

1 工区、5 工区・・・落ち葉が落ち切った後に清掃する必要があるため、清掃時期については別途指示する。

第4条（交通誘導警備員）

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
2～5 工区	1～2 名	交通誘導警備員B 1～2 名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（３－１－１－４）」の「表３－１－１ 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
堤防除草工	堤防除草（複合）	刈り残しの有無
河川内清掃	掘削	掘削完了後の状態
河川内清掃	河床等掘削	掘削完了後の状態
排水路清掃	排水路除草・集積・積込運搬	刈り残しの有無
排水路清掃	掘削	掘削完了後の状態

第２条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、現地で監督職員と立会い、その位置や形状等を確認すること（ただし、立会確認書は必要としない）。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない）。

３ 建設副産物に関する事項

第１条（建設副産物の適正処理）

１ 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成２３年４月１日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるＡ、Ｂ２、Ｄ、Ｅ票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生木材 （刈草）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項の許可を受けた施設 京都市西京区桧原秤谷町 39	設計運搬距離 L = 13.1 km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 木野山下建設株式会社 京都市左京区岩倉幡枝町2051	設計運搬距離 L = 4.6 km
根混り土	(指定地処分) 株式会社洛東建設 京都市南区吉祥院長田町517	設計運搬距離 L = 11.7 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の

受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な

Androidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４） 成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

第４条（その他の特記事項）

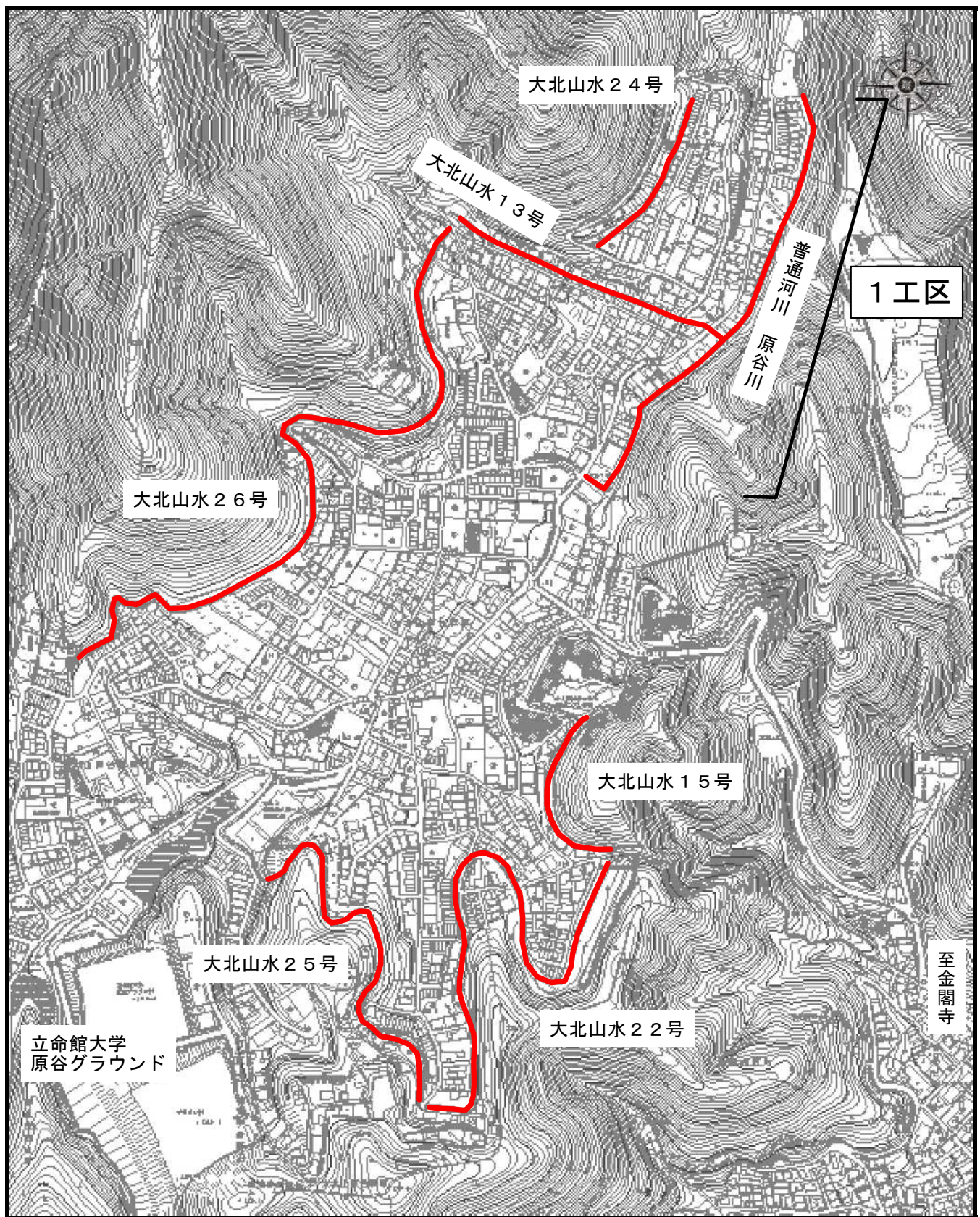
- １ 受注者は、着工前または工事中に工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を監督職員の指示する範囲において配布すること。
- ２ 工事期間中においては、休工中も含めて連絡が取れる体制を構築すること。
- ３ 週間工程表（作業工程、立会、確認等の予定を記載）を作成し、前週末までに監督職員に提出すること。
- ４ 土日祝日の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
- ５ 年末年始等の長期休暇の際は、連絡体制及び現場の点検体制を構築し、事前に監督職員に提出すること。
- ６ 地域住民および関係者等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- ７ 歩行者および通行車両等の交通の支障とならないように履行し、飛石防止対策等の安全対策を講じること。
- ８ 補助刈りを含め、刈残しがないように履行すること。
- ９ 草の刈り高については、５cm以下とすること。
- １０ 除草区域の集草を実施する場合は刈草が残らないように履行すること。
- １１ 刈草は、施工箇所内で仮置きせず、即日搬出を行うものとする。
- １２ 履行状況確認のために監督職員から写真等の提出を求められた際には、速やかに提出すること。
- １３ 各作業の実施時期については監督職員と協議を行い、決めるものとする。
- １４ 私有地を使用する場合は地権者と誠意ある態度で接し、調整すること。なお、作業前は余裕を

もって監督員に日程を報告すること。

- 1 5 私有地が近接している箇所があるため、私有財産を損傷しないよう十分に注意すること。

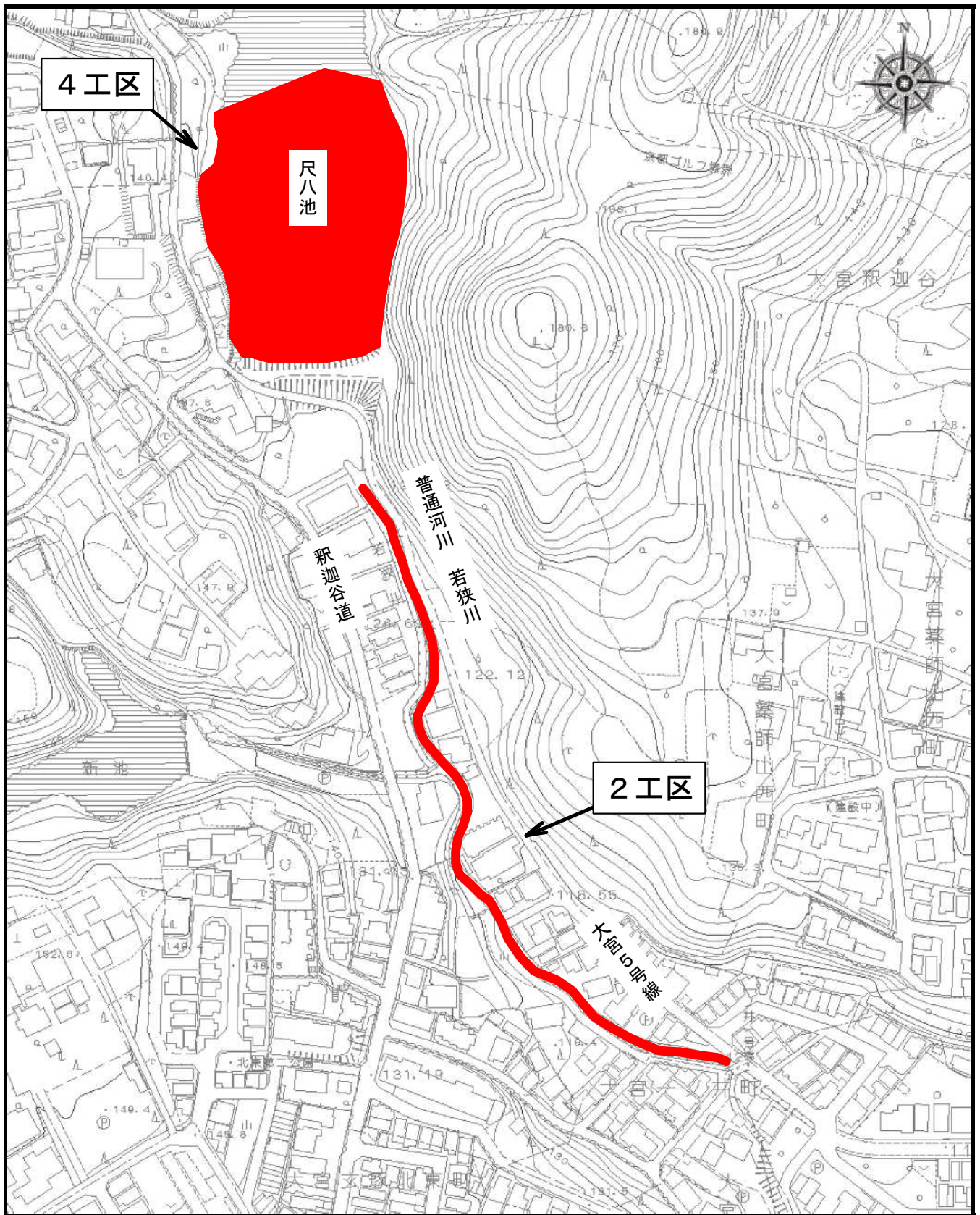
(以上)

位置図（1工区、5工区）



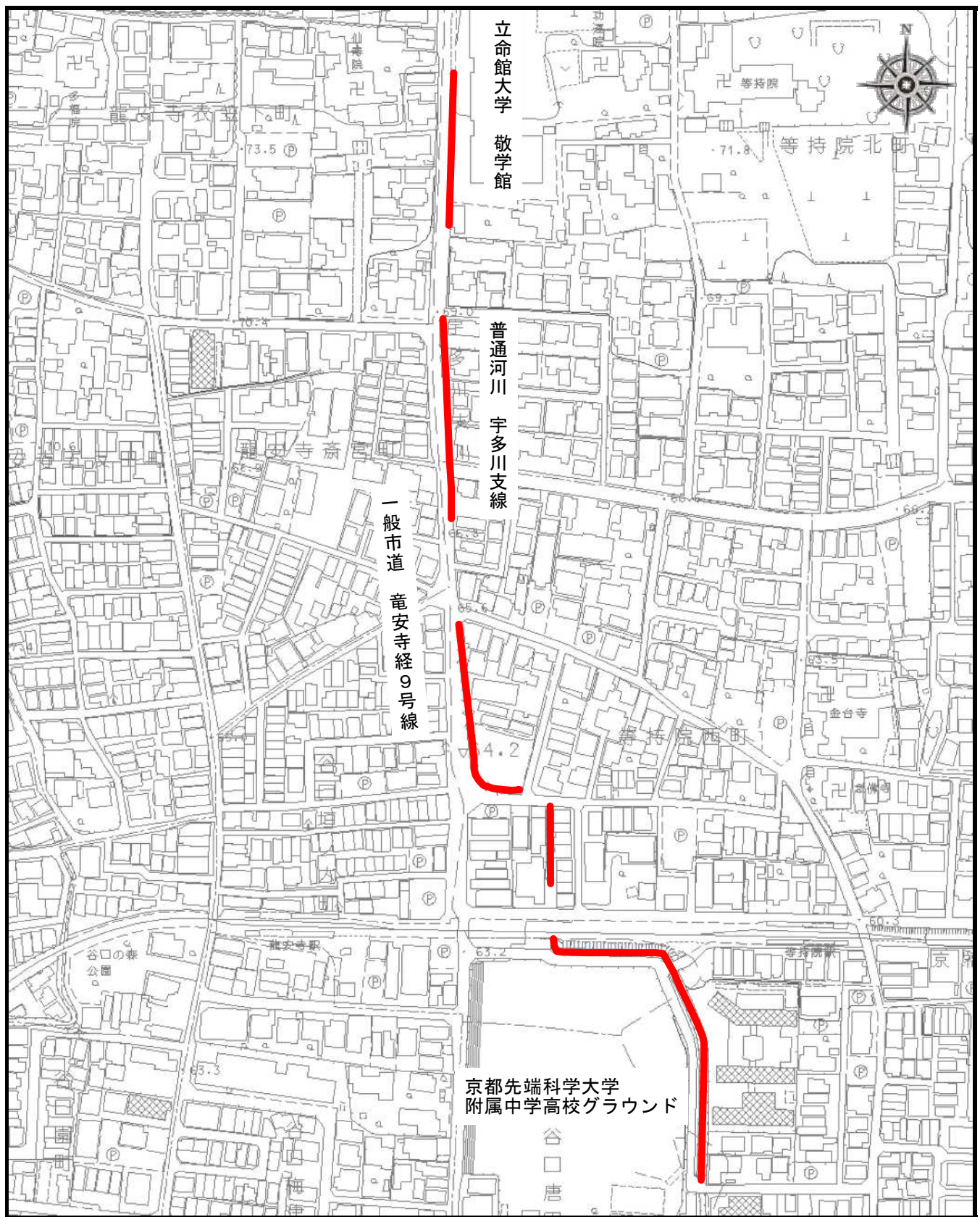
—— 施工箇所

位置図（2工区、4工区）



—— 施工箇所

位置図 (3工区)



—— 施工箇所